

山口県報

平成 22 年
11月24日
(水曜日)

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

目 次

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課) 一

告示

公告

基本測量の実施(監理課) 五

基本測量の実施の終了(監理課) 五

公共測量の実施(監理課) 五

防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 五

雑報

県報の正誤(平成二十二年十一月二十四日山口県告示第三百九十六号) 六



山口県告示第四百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第二百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年十一月二十四日から同年十二月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

		五一一八		五一〇		五一イ		種類		項目 (能 力 (m ³ /日))	構 造 (工事着手 年月日定手) (工事完成 年月日定成) (使用開始 年月日定始)	使 用 の 方 法 (一日當た る時間の使 用時間) (季節的 変動要 求)
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前			
二五二	一七六	二八〇	八〇一	"	一四七	"	六六〇	年予定工事着手 月日	年予定工事完成 月日	年予定使用開始 月日	連続	間隔時間
一平成二、二、五	(既)	一平成二、二、五	一平成二、二、五	(既)	(既)	(設)					一日当たる時間	の使用時間
一平成二、二、五	(設)	一平成二、二、五	一平成二、二、五									
一平成二、二、五		一平成二、二、五										
"	"	"	"	"	"	"	"	連 続	時 間	概 要	使 用 の 方 法	
"	"	"	"	"	"	"	"	時 間	一 日 當 た る 時 間	季 節 的 變 動 要 求		
"	"	"	"	"	"	"	"	變 動 な い	變 動 な い	變 動 な い		

	五一 一八		五一 一〇		五一 一イ		種類		項目		七四		五一 一二		" " "				
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前			通常	水素イオウ(水素濃度)		変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
"	"	"	"	八・五	"	七・五		最大	通常	化学的酸素(mg要求量/ℓ)	"	"	一、九二〇	"	一〇一	"	五二	"	九三
"	"	"	"	九・八	"	九・六		最大	通常	浮遊物(mg質/ℓ)	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	一、二〇〇	"	一八〇		最大	通常	窒素(mg/ℓ)	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	一、五〇〇	"	二八〇		最大	通常	燃焼(mg/ℓ)	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	五	"	五		最大	通常	污水等の一日当たりの量(m ³)	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	一〇	"	二〇		最大	通常		"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	一、三〇〇	"	一、三〇〇		最大	通常		"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	一、五〇〇	"	一、五〇〇		最大	通常		"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	一・五	"	一・五		最大	通常		"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	二	"	二		最大	通常		"	"	"	"	"	"	"	"	
一六九	七五六	一一三	五八四	五七四	四九〇	四五〇		最大	通常										
二八〇	八〇一	一四七	六一五	六六〇	五一〇	四九〇		最大	通常										

(二)

備考 「五一イ」、「五一〇」、「五一ハ」、「五一ニ」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第五十一号の石油精製業の用に供する脱塩施設、原油常圧蒸りゆう施設、脱硫施設及び揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(既

(設)

		総合排水処理施設						種類	
		処理前		処理後		処理前		項目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通常	水素イオン濃度 (水素イオン指數)
"	"	"	"	"	"	八・五	通常	水素イオン濃度 (水素イオン指數)	活水等の汚染状態の値並びに汚水等の量
"	"	"	"	"	"	九・八	最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	活水等の汚染状態の値並びに汚水等の量
"	一、二〇〇	"	一〇〇	"	一〇〇	一、二〇〇	通常	化学的酸素要求量 (mg/l)	活水等の汚染状態の値並びに汚水等の量
"	一、五〇〇	"	一五〇	"	一五〇	一、五〇〇	最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	活水等の汚染状態の値並びに汚水等の量
"	"	"	"	"	"	五	通常	浮遊物質量 (mg/l)	活水等の汚染状態の値並びに汚水等の量
"	"	"	"	"	"	五	最大	浮遊物質量 (mg/l)	活水等の汚染状態の値並びに汚水等の量
"	三〇〇	"	三〇	"	三〇	三〇〇	最大	鉛油類 (mg/l)	活水等の汚染状態の値並びに汚水等の量
"	一、三〇〇	"	二五	"	一、三〇〇	一、三〇〇	通常	窒素 (mg/l)	活水等の汚染状態の値並びに汚水等の量
"	一、五〇〇	"	四〇	"	一、五〇〇	一、五〇〇	最大	窒素 (mg/l)	活水等の汚染状態の値並びに汚水等の量
"	"	"	"	"	"	一・五	通常	燃え (mg/l)	活水等の汚染状態の値並びに汚水等の量
"	"	"	"	"	"	二	最大	燃え (mg/l)	活水等の一日当たりの量 (m³)
九八五	一、一六〇	六五八	七三〇	六五八	七三〇	七三〇	通常	污水等の一日当たりの量 (m³)	
三	一、一〇七	一、一三七	七六五	七六八	七六五	七六八	最大		

(二)

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

七四		五一二		〃		〃		〃	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	八	"	"	"	"	"	"	"	"
九・五九・六	"	"	"	"	"	"	"	九・八〇・六	"
"	二〇	"	"	"	"	"	"	"	"
"	三〇	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	二五	"	"	"	"	"	"	"	"
"	四〇	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	一・五	"	"	"	〇・一	"
"	"	"	"	二	"	"	"	〇・一	"
"	一・八一九	八四	五八四	四三	五八四	七八	五八四	二〇〇	一六六
"	一・九二〇	一〇一	六一五	五一	六一五	九三	六一五	二五一	一七六

No. 4 排 水 口		No. 3 排 水 口		No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口		五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量		活性炭水処理施設				
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	変更後	変更前	変更後	変更前	処理後	処理前	処理後	
"	"	"	"	"	"	"	七・八	七・五	通 常	水素イオノン濃度 (水素イオノン指數)	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	九・六五・四九・六五・四九・六五・四九・六五・四	八・七・八・七・八・七・八・七・八	"	"	"
九・六五・四九・六五・四九・六五・四九・六五・四	八・七・八・七・八・七・八・七・八	八・七・八・七・八・七・八・七・八	八・七・八・七・八・七・八・七・八	八・七・八・七・八・七・八・七・八	八・七・八・七・八・七・八・七・八	八・七・八・七・八・七・八・七・八	二・四	二・四	通 常	化学的酸素要求量 (mg/l)	九・五九・六九・五九・六	九・五九・六九・五九・六	"	"	"	
六	四	六	四	六	四	七	四	大	通 常	浮遊物質 (mg/l)	一〇〇	一〇〇	"	"	一〇〇	
六	四	六	四	六	四	七	四	大	通 常	浮遊物質 (mg/l)	一五〇	一五〇	"	"	一五〇	
"	"	"	"	"	"	"	"	五	通 常	浮遊物質 (mg/l)	五	五	"	"	五	
七	一〇	一二	"	"	"	一〇	一〇	一〇	最 大	浮遊物質 (mg/l)	一〇	一〇	"	"	一〇	
一	〇・五	一	〇・五	一	〇・五	一	〇・五	一	最 大	鉱油類 (mg/l)	一〇	一〇	"	"	一〇	
"	"	"	"	"	"	〇・三	"	〇・五	通 常	窒素 (mg/l)	二	二	"	"	二	
一・五	〇・五	一・五	〇・五	一・五	〇・五	一・五	〇・八	一・八	最 大	窒素 (mg/l)	三〇	三〇	"	"	三〇	
"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇三	通 常	燃 燒 (mg/l)	一五	一五	"	"	一五	
〇・四五	〇・一	〇・四五	〇・一	〇・四五	〇・一	〇・四五	〇・一	〇・一	最 大	燃 燒 (mg/l)	四〇	四〇	"	"	四〇	
"	一八九、一六〇	"	三三三、三八四	七六、九〇〇	七六、七八〇	"	一、一三〇	一、一三〇	通 常	排出水の一日当たりの量 (m ³)	"	"	"	"	"	
"	三一〇、七六〇	"	四一〇、九五三	一一三、五四五	一一三、三三五	"	一、一六五	一、一六五	最 大	排出水の一日当たりの量 (m ³)	九八五	九八五	"	"	一、一六〇	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	通 常	排出水の一日当たりの量 (m ³)	"	"	"	"	一、一三七	



(三八三) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井関成

一 作業の種類

基本測量（基盤地図情報整備）

二 作業の地域

下関市、萩市及び熊毛郡平生町

三 作業の期間

平成二十二年十一月十三日から平成二十三年三月二十五日まで

(三八四) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井関成

(三八六) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項
に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井関成

(三八七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井関成

共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井関成

一 作業の種類

公共測量（三級水準測量）

二 作業の地域

若国市及び玖珂郡和木町

三 作業の期間

平成二十二年十一月十五日から平成二十三年一月二十八日まで

(三八五) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公

一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字平生村字坂ノ下式ノ割

平成
二十二年
十一月
二十四日
発行印刷

発行
人所

山口
県知
事庁

三	ページ
上	段
一七	行
七五一の二七	誤
に。限。る。)	正

正 誤
平成二十二年十一月一二日山口県告示第三百九十六号（保安林予定森林）



二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡平生町大字平生村八二一番地の六
亞細亞物産株式会社